

学校感染症に伴う出席停止と登校許可届について

「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合は、学校保健安全法に基づき、出席停止となります。これはお子さんの休養と他の児童・生徒への感染を予防するための措置になり、欠席扱いにはなりません。

感染の疑いがある場合は、医療機関を受診し、医師の診断を受けてください。その際、登校開始日についても相談をしてください。また、診断結果を速やかに学校へお知らせください。登校開始の際には、以下の登校許可届を保護者・福祉園職員の方がご記入の上、ご提出ください。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 18・19 条）

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで （その他の感染症については、全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する）

登 校 許 可 届

七生特別支援学校長 殿

(小学部・中学部・高等部) ____年 ____氏名_____

診断名（該当するものに✓をつけてください）

- | | | |
|---|---------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> インフルエンザ（ ____ 型） | <input type="checkbox"/> 百日咳 | <input type="checkbox"/> 麻疹（はしか） |
| <input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | <input type="checkbox"/> 風疹 | <input type="checkbox"/> 水痘（みずぼうそう） |
| <input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱 | <input type="checkbox"/> 結核 | |
| <input type="checkbox"/> その他の感染症（ <input type="checkbox"/> 溶連菌感染症 | <input type="checkbox"/> 感染性胃腸炎 | <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） |

____月 ____日に発症し、____月 ____日に診断を受け、____月 ____日からの登校の許可を受けました。

受診した医療機関名 _____

保護者・職員氏名 _____ 印